

次亜塩素酸ナトリウム（多留見浄水池ほか2箇所）の

購入（単価契約）仕様詳細

（一般）

第1条 本仕様詳細にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）において水処理用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第2条 次亜塩素酸納入者（以下「納入者」という。）は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第3条 本仕様詳細に基づき納入する次亜塩素酸は、次の（１）・（２）の濃度及び品質規格に適合すること。

（１） 納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質一級で、納入時の品質が下表に適合する製品とする。

項 目	規 格
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12%以上
遊離アルカリ	2%以下
臭素酸	50 mg/kg 以下
塩素酸	4000 mg/kg 以下
比重（20℃）	1.16 以下
食塩（NaCl）	4%以下

（２） 日本水道協会規格かつ「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）」第1条第16号（改正された場合、最新のものとする。）に規定する水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1の基準を満たすこと。また設定最大注入率は100 mg/Lとし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課）」（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする

（品質の検査）

第4条 納入者は、前条第1項の各号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、（公社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書（写し可）の提出をもって代えることができる。

2 前項の分析試験結果書は、計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所等、計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づき計量証明の事業

を行うことができる者において提出日より 1 年以内に発行されたものに限る。

- 3 発注者は試料を採取し、有効塩素濃度について試験を行なう。また発注者は必要に応じて前条の規格等に適合しているか試験を行なうものとする。
- 4 発注者が前項の試料の有効塩素濃度について試験を行なった結果、前条の規格等に適合しないことが判明した場合は、納入者の責任と負担により取り替えるものとする。

（納入）

第 5 条 納入場所は、次のとおりとする。

- （１）多留見浄水池（豊能郡豊能町木代 12－４）
- （２）北部第 1（彩都）ポンプ場（茨木市彩都あさぎ 4－１）
- （３）北部水道事業所（吹田市山田西四丁目 3－１）

なお、通常は（２）への納入とするが、必要に応じ（１）又は（３）へ納入を指示することもある。

- 2 納入者は、納入に先立って企業団職員から納入日時の指示を受け、その指示された日時に次亜塩素酸を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。
- 3 次亜塩素酸は、液温の上昇により有効塩素濃度低下や塩素酸濃度上昇が生じるため、納入時の液温を極力低温に維持するよう努めること。
- 4 納入者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。
 - （１）納入に関する取扱責任者の経歴書
 - （２）薬品の濃度、比重、温度の関係を示したもの
 - （３）緊急時の連絡体制表

（購入予定数量）

第 6 条 次亜塩素酸の購入予定数量は概数 5,100kg、発注 1 回当たりの購入予定数量は原則 200kg 程度とするが、処理水量、水質等に応じて購入数量は変動する。

また、災害時等には、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、次亜塩素酸の優先的な供給に協力すること。

（契約期間）

第 7 条 契約期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

（緊急時の対応）

第 8 条 水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、納入者は緊急連絡先

を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。

（疑義等の決定）

第 9 条 本仕様詳細に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び納入者協議のうえこれを定める。

（原状回復）

第 10 条 納入時等において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、納入者の負担において原状回復するものとする。